

報告第 1 2 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

令和2年度足立区一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

足立区長 近藤 弥生

令和2年度足立区一般会計 補正予算(第4号)

予 算 総 則

令和2年度足立区一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ71,021,357千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ372,859,891千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月30日専決処分

足立区長 近藤 弥生

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
14 国庫支出金		68,847,205	71,021,357	139,868,562
	2 国庫補助金	5,858,444	71,021,357	76,879,801
歳 入 合 計		301,838,534	71,021,357	372,859,891

歳出

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
3 民生費		143,812,172	71,021,357	214,833,529
	1 社会福祉費	37,041,531	70,083,257	107,124,788
	2 児童福祉費	57,092,608	938,100	58,030,708
歳 出 合 計		301,838,534	71,021,357	372,859,891